平成２３年（フ）第７７号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目10番５―603号大蔵マンション
債務者　島袋　正子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８０号
沖縄県浦添市当山２丁目16番６号
債務者　宮城　良人
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８７号
沖縄県那覇市田原３丁目２番地２小禄市営住宅３―401、住民票上の住所沖縄県那覇市字宇栄原869番地宇栄原市営住宅Ｃ10―201
債務者　宮里　新也
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７９号
秋田県潟上市天王字下分水26番地22　コートエムケー101号室
債務者　菅原　誠子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３号
秋田市泉北３丁目11番24号　ロイヤルガーデン泉202
債務者　古川　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４号
秋田市御所野元町１丁目１番２―307号
債務者　伊藤　　聖
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５号
秋田市御所野元町１丁目１番２―307号
債務者　伊藤　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
相模原市中央区共和４丁目15番22号　サンフォレスト淵野辺102
債務者　清原　　厚
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２号
相模原市南区大野台３丁目15番16号　ルミエール田村Ｃ―１
債務者　荒木美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３号
相模原市緑区橋本７丁目12番19―207号
債務者　西畑　正美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６８号
相模原市南区新磯野２丁目23番１号　グループホームおおやま402
債務者　岩丸　久雄
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６９号
神奈川県座間市栗原1089番地の９
債務者　黒崎真里子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７０号
相模原市中央区上溝７丁目３番13号　ダイヤハイツ上溝401
債務者　関口　竜明
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７６号
相模原市中央区田名3986番地12
債務者　佐藤　弘一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８１号
相模原市南区大野台５丁目８番31号　プラージュ大野台弐番館102
債務者　山西　英子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１０５号
京都府宇治市宇治琵琶３番地の１　ハイマート宇治301号
債務者　池上　浩一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０３号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地５棟204号
債務者　植村　澄子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係